定　　款

株式会社大泉製作所

2022．6．28

定　　款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社大泉製作所と称し、英文では　ＯＨＩＺＵＭＩ　ＭＦＧ.ＣＯ.,ＬＴＤ.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．電気機械装置の製造および販売

２．電子部品の製造および販売

３．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を埼玉県狭山市に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、1,920 万株とする。

（自己株式の取得）

第６条　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の売渡請求）

第８条　単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

（基準日）

第10条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）

第13条　定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第 19 条　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 20 条　当会社の取締役は、12 名以内とする。

（取締役の選任）

第 21 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 22 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 23 条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　取締役会の招集通知は、会日の１週間前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略できる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（相談役および顧問）

第 29 条　当会社は取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

（取締役会規程）

第 30 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 31 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 32 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役および監査役会の設置）

第 33 条　当会社は、監査役および監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 34 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

２　監査役のうち、半数以上は社外監査役でなければならない。

３　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（監査役の選任）

第 35 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 36 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会の招集通知）

第 37 条　監査役会は、全ての監査役で組織し、各監査役がこれを招集する。

２　監査役会の招集通知は、会日の１週間前にこれを発する。ただし、緊急その他の必要がある場合は、監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 38 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（監査役会の議事録）

第 39 条　監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

（監査役会規程）

第 40 条　監査役会の決議の方法その他監査役会の運営について必要な事項は監査役会が定める監査役会規程に定める。

（監査役の報酬等）

第 41 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は監査役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 43 条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 44 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 45 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において会計監査人につき別段の決議がなされなかった場合、当該会計監査人は当該株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬）

第 46 条　会計監査人の報酬は、監査役会の同意に基づき、代表取締役がこれを定める。

（会計監査人の責任免除）

第 47 条　当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　　算

（事業年度）

第 48 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（期末配当金）

第 49 条　期末配当金は、株主総会の決議によって、毎年３月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第 50 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第 51 条　期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

２　未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第１条　変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年９月１日から効力を生ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

３　本条の規定は、2022 年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。

昭和19年３月１日制定
昭和20年10月15日改正
昭和22年５月30日改正
昭和26年７月10日改正
昭和29年５月28日改正
昭和38年５月31日改正
昭和44年５月29日改正
昭和46年５月29日改正
昭和47年５月30日改正
昭和50年５月30日改正
昭和55年５月29日改正
昭和56年10月29日改正
昭和58年３月22日改正
昭和63年３月22日改正
平成元年６月19日改正
平成６年６月24日改正
平成７年６月８日改正
平成８年６月20日改正
平成９年６月23日改正
平成10年６月22日改正
平成13年６月19日改正
平成14年６月19日改正
平成15年６月24日改正
平成16年６月22日改正
平成18年６月23日改正
平成20年６月30日改正
平成20年８月１日改正
平成21年12月25日改正
平成22年６月30日改正
平成23年11月17日改正
2019年６月26日改正
2021年６月29日改正
2022年６月28日改正